

(介護予防) 短期入所生活介護 (ユニット併設型・空床型)

(契約書別紙兼重要事項説明書)

1. 事業の目的

- (1) 要介護者に対し、適正な短期入所生活介護サービス（以下「短期入所サービス」という。）を提供することを目的とします。
- (2) 要支援者に対し、適正な介護予防短期入所生活介護サービス（以下「介護予防短期入所サービス」という。）を提供することを目的とします。

2. 運営方針

- (1) 短期入所サービスの運営の方針は次のとおりです。
 - ① 事業所は利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び(日常生活動作において)機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。
 - ② 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った短期入所サービスの提供に努めるものとします。
 - ③ 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。
 - ④ 事業所は、適切なユニットケアを行うことにより利用者と職員が同じ人間として関わり合い、家庭にいるような居心地のよい環境づくりに努めるものとします。
- (2) 介護予防短期入所サービスの運営の方針は次のとおりです。
 - ① 事業所は利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び(日常生活動作において)機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
 - ② 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った介護予防短期入所サービスの提供に努めるものとします。
 - ③ 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。
 - ④ 事業所は、適切なユニットケアを行うことにより利用者と職員が同じ人間として関わり合い、家庭にいるような居心地のよい環境づくりに努めるものとします。

3. 「ショートステイ風の笛」の概要

法人名	社会福祉法人 亀田郷芦沼会
事業所名	ショートステイ風の笛
所在地	新潟市東区下木戸2丁目28番13号
電話番号	025-271-7700
市指定年月日	平成25年8月1日 (第1570111763号)

4. 設備の概要及び利用定員

(併設型)

定員	40人	
設備の種類	室数または箇所数	
居室	ユニット型個室	40室
	計	40室
共同生活室	4室	
洗面設備	48カ所	
便所	17カ所	
個別浴室	4室	
特別浴室	1室	
医務・看護師室	(介護老人福祉施設と共用) 1室	

(空床型)

定員	60人	
設備の種類	室数または箇所数	
居室	ユニット型個室	60室
	計	60室
共同生活室	6室	
洗面設備	72カ所	
便所	25カ所	
個別浴室	6室	
特別浴室	1室	
医務・看護師室	(介護老人福祉施設と共用) 1室	

5. 従業者の職種、員数及び職務の内容

(併設型)

(1) 管理者 1人

職員の管理及び業務の把握を一元的に行う責務と職員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 2人

生活相談員は入所者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、医療機関等の他の機関との連携を行う。

(3) 介護職員 17人

介護職員は入所者の心身の状況に応じ、介護サービスを提供する。

(4) 看護職員（機能訓練指導員兼務） 1人

看護職員は入所者の心身の状況に応じ、看護サービスを提供すると共に、必要に応じ機能訓練サービスを提供する。

(5) 管理栄養士（特養管理栄養士と兼務） 1人

栄養士は入所者の栄養や身体の状態、嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行う。

(6) 医師 1人

利用者の健康管理、療養上の指導を行う。

職 種	員 数				計
	常 勤		非 常 勤		
	専 任	兼 務	専 任	兼 務	
管 理 者		1人			1人
生活相談員		2人			2人
介 護 職 員	14人		3人		17人
看護職員(機能訓練指導員兼務)		1人			1人
医 師				1人	1人
管理栄養士		1人			1人
合 計	14人	5人	3人	1人	23人

(これ以上の職員でサービスを提供しています)

(空床型)

職 種	員 数				計
	常 勤		非 常 勤		
	専 任	兼 務	専 任	兼 務	
管 理 者		1人			1人
生活相談員		2人			2人
介 護 職 員	21人		4人		25人
看護職員(機能訓練指導員兼務)	1人	1人			2人
医 師				1人	1人
管理栄養士		1人			1人
合 計	22人	5人	4人	1人	32人

(これ以上の職員でサービスを提供しています)

6. 指定短期入所生活介護の内容

短期入所生活介護は、施設に短期間入所していただき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持並びにご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

また、少人数で家庭的な雰囲気大切にします。

具体的なサービスの内容は次のとおりです。

サービスの種類	内 容
食 事 の 提 供	<p>栄養及びご利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。また、食事はできるだけご本人の生活パターンに合わせて食べていただけるようにいたします。</p> <p style="text-align: center;">《 食 事 時 間 》</p> <p style="text-align: center;">朝 食 概ね 8:00～</p> <p style="text-align: center;">昼 食 概ね 12:00～</p> <p style="text-align: center;">夕 食 概ね 18:00～</p>
排 泄 の 介 助	<p>ご利用者の心身及び排泄の状況に応じて、適切な排泄介助を行います。また、おむつを使用される方については、その心身の状況に適したものを提供し、適切に交換を行います。</p>

入浴の介助	ご利用者の心身の状況に適した入浴介助を行います。また、体調等で入浴が困難な際は清拭を行うなど清潔保持に努めます。
日常生活上のお世話	ご利用者の心身の状況に応じた、離床、着替え、整容等の日常生活上のお世話を適切に行います。
健康管理	常にご利用者の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じます。また、ご利用者の主治医との連携に努めます。
相談及び援助	ご利用者の心身の状況や置かれている環境等の把握に努め、ご利用者やご家族からの相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行います。
送迎	リフト付き送迎車等でご自宅への送迎を行います。
レクリエーション活動	ご利用者に楽しみのある時間を過ごしていただけるよう必要に応じてレクリエーション等を提案いたします。

7. サービス提供方針

ご利用者の心身の状況やご家庭の環境を踏まえ、居宅介護支援事業者の作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」と、私たちの作成する「（介護予防）短期入所生活介護計画」に従い、自立した日常生活を送ることができるよう、（介護予防）短期入所生活介護を提供します。

8. 担当のサービス提供責任者及び管理責任者

担当させていただくサービス提供責任者及び管理責任者は次の者です。

- ご連絡・ご相談担当者 氏名 串田 裕子 職種：生活相談員（齎：社会福祉主事）
氏名 菅井 仁美 職種：生活相談員（齎：社会福祉主事）
- 管理責任者 氏名 中川 真
- 連絡先 025-271-7700

ご不明な点やご要望、苦情などがありましたら、遠慮なくお申し出下さい。

9. 利用料その他の費用の額

原則として下記のとおりです。但し、利用者負担軽減制度等の対象者である場合は、その認定に基づいた負担額となります。尚、（1）利用者負担金の①基本利用料、②加算、③減算を合わせた金額に、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」として8.3%、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」として2.7%、「介護職員等ベースアップ等支援加算」として1.6%の合計金額が加算となります。

(1) 利用者負担金

サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の①基本利用料、②加算、③減算を合わせた金額の介護保険負担割合証に基づき1割、2割または3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、基本利用料及び加算の全額をご負担いただきます。

① 基本利用料 (※単位数に10.17を乗じた金額になっております。)

[ユニット型個室]

要介護度	単位数	基本利用料 単位数×10.17	基本利用料 (1日あたり)
要支援1	523	5,318円	532円
要支援2	649	6,600円	660円
要介護1	696	7,078円	708円
要介護2	764	7,769円	777円
要介護3	838	8,522円	853円
要介護4	908	9,234円	924円
要介護5	976	9,925円	993円

② 加算 (※単位数に10.17を乗じた金額になっております。)

ア. 送迎加算 184単位

片道1回あたり 1,871円

イ. 看護体制加算 I 4単位、II 8単位、III(イ) 12単位、III(ロ) 6単位、IV(イ) 23単位、IV(ロ) 13単位

1日につき I : 40円 III(イ) : 122円 IV(イ) : 233円
II : 81円 III(ロ) : 61円 IV(ロ) : 132円

ウ. サービス提供体制強化加算 I 22単位、II 18単位、III 6単位

1日につき I : 223円 II : 183円 III : 61円

エ. 夜勤職員配置加算 I 13単位、II 18単位、III 15単位、IV 20単位

1日につき I : 132円 II : 183円 III : 152円 IV : 203円

オ. 機能訓練体制加算 12単位

1日につき 122円

カ. 生活機能向上連携加算 I 100単位、II 200単位

1月につき I : 1,017円 II : 2,034円

キ. 緊急短期入所受入加算 90単位

1日につき 915円

*介護予防短期入所生活介護ご利用の方は、イ・エ・キは対象外となります。

③ 減算 (※単位数に10.17を乗じた金額になっております。)

ア. 長期利用者提供減算▲30単位

1日につき 305円

*要件を満たすものだけ、基本利用料に加算・減算されます。

※上記の基本利用料及び加算・減算は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、上記の基本利用料及び加算・減算も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。

※当事業所の所在地である新潟市が地域区分7等級に該当するため、基本利用料、加算・減算については1ヶ月分の合計単位数に10.17円を乗じるので端数処理により差額が生じる場合がございます。

(2) その他の費用

次の費用を利用者負担金としていただきます。但し、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載してある負担額をいただきます。

① 滞在費 [ユニット型個室]

1日につき 2,100円

② 食費

食事を提供した場合、1食につき次に掲げる料金

朝食	400円
昼食	600円
夕食	600円

③ おやつ代

希望者を対象として、1日1回（概ね15：00～）おやつを提供いたします。

1日につき 100円

④ 電気使用料

1日につき1電化製品 85円

⑤ 理美容代

実費

⑥ 医療材費

医療材費経管栄養時に使用した吸引カテーテルの費用

実費

(3) 支払い方法

お支払い方法は【契約書】のとおりです。

10. 営業日

1年365日営業しております。

11. 通常の送迎の実施地域

通常の送迎を実施する地域は次のとおりです。

新潟市東区・中央区

12. 施設の利用に当たっての留意事項

サービス利用に当たって留意していただきたいことは次のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなった時は、職員に直ちにお申し出下さい。
- (2) 複数の方が同時にサービスを利用されますので、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調の変化などでサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに当事業所（電話番号271-7700）までご連絡下さい。

13. 緊急時等における対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、ご親族、協力医療機関、居宅介護支援事業所等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先 (TEL)	
ご家族	氏名	
	連絡先 (TEL)	
ご家族	氏名	
	連絡先 (TEL)	
協力 医療機関	名称	住所
	新潟医療生活協同組合 木戸病院	新潟市東区竹尾4-11-5
緊急時希望の 医療機関	名称	住所

木戸病院以外の個別受診は、原則施設を中心とした半径2Km圏内とさせていただきます。

14. 非常災害対策

消防計画	届出日	平成25年8月1日		
防火訓練	訓練の種類	避難訓練	通報訓練	消火訓練
	実施回数(1年につき)	2回	2回	2回
防災設備	避難階段	2か所	自動火災通報設備	有
	避難口	8か所	非常通報装置	有
	防火扉	12か所	非常警報装置	有
	屋内消火栓	16か所	誘導灯及び誘導標識	30か所
	スプリンクラー	有	非常電源設備	有
カーテン、布製ブラインド等の防火性能			適	

15. 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 虐待防止委員会を設置し、その責任者を管理者もしくは介護士長とします。
- (2) 虐待防止委員会は職員への研修、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体勢、虐待を把握した際の通報、再発防止策の検討等を行います。
- (3) 職員は年2回以上の虐待防止に向けた研修を受講します。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者が速やかに市町村等関係者に報告を行います。

16. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、ご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

17. 苦情処理の体制

(1)当施設が提供するサービスに関するご相談や苦情は、次の窓口で受け付けております。ご遠慮なくお申し出下さい。

窓口設置場所	事務室
担当者	串田 裕子 (生活相談員)
連絡先(電話番号)	025-271-7700

(2)当施設に対する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	連絡先(電話番号)
新潟県社会福祉協議会 運営適正化委員会	025-281-5609
新潟市福祉部介護保険課	025-226-1273
東区役所健康福祉課 高齢介護係	025-250-2320
新潟県国民健康保険団体連合会	025-285-3022

18. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施	なし
評価結果の開示状況	なし

19. その他運営に関する重要事項／個人情報の使用

ご利用者及びご家族の個人情報については、次に定める条件で必要最小限の範囲で使用させていただきます。

1. 個人情報を使用する目的

短期入所生活介護サービス提供に係るサービス担当者会議、及び次項の相手方との連絡調整。

2. 個人情報を使用する相手方

- ・居宅介護サービス計画を作成する居宅介護支援事業所
- ・居宅介護サービス計画に位置付けられた事業所
- ・主治医 (かかりつけ医)
- ・保険者

契約書別紙兼重要事項説明書を2通作成し、利用者及び事業者記名押印の上、それぞれ1部ずつを保有します。

令和 年 月 日

(介護予防) 短期入所生活介護の提供開始にあたり、ご利用者に対して上記の通り説明しました。

事業者

所在地

新潟市東区はなみずき2丁目3番7号

名称

社会福祉法人亀田郷芦沼会

代表者職・氏名

理事長 鈴木 克夫

説明者職・氏名

生活相談員

上記の内容について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者

ご住所

お名前

(代理人)

ご住所

お名前

(令和6年1月1日改訂)